水道施設等修繕待機業務委託仕様書

1 一般事項

(1) 業務名

業務名は水道施設等修繕待機業務委託(以下「本業務」という)とする。

(2) 目的

本業務は周南市上下水道事業給水区域全域の水道施設の漏水事故及び機能異常など 緊急を要する場合の修繕、調査等を迅速に行い、水道施設の維持及び市民への安定 した給水の確保を目的とする。

(3) 業務内容

緊急な水道施設の修繕、調査等に対応する体制を整え、周南市上下水道局(以下「発注者」という)の依頼を受けて水道施設等の修繕等を行う。また、修繕工事に伴う 道路掘削を行った際は、道路管理者等の指示に基づき道路本復旧等を行うものとす る。

(4) 履行場所

周南市上下水道事業給水区域全域

(5) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 修繕工事のための待機

(1) 待機の体制

緊急の依頼に1時間以内に対応できる状態でいること(離島は除く)。また、緊急用機器具等一式(ダンプトラック、掘削機械、転圧機械、保安設備、その他工事に必要な工具類)を確保していること。

(2) 待機の時間と修繕班数

24時間体制で1年を通して2班以上の修繕班の体制を整えること。

(3) 修繕等の依頼方法

発注者から受注者への連絡体制を確保するよう発注者、受注者協議の上決定する。

3 修繕工事の施工

- (1) 周南市上下水道事業給水区域全域の下記アからオまでの水道施設等修繕工事
 - ア 分水栓からメーターまでの給水装置等に係る修繕工事
 - イ 宅地内の止水栓及びメーターきょうの修繕取替工事
 - ウ 送・配水管の修繕及び送・配水管等付属具の修繕工事
 - エ 消火栓・仕切弁・空気弁の修繕及び枠高調整並びにそれに伴う修繕工事
 - オ 上記アからエおよび水道施設の不良に伴う路面復旧工事

(2) 修繕工事の手続き

- ア 発注者が修理依頼書を発行し、受注者に修繕依頼の連絡をする。
- イ 修繕依頼の連絡を受けた受注者は、ただちに修繕に取り掛かり、全ての修繕工 事を完了するように努めなければならない。ただし、関係者との時間調整、材 料の調達等に時間を有する等、発注者が認めた場合はこの限りではない。
- ウ 修理依頼書(上下水道局返却用)は、修繕完了後 10 日以内に発注者に返付しなければならない。
- エ 修理依頼書(上下水道局返却用)の返付をもって完了の報告とする。提出の際 に修繕工事の略図、写真等を添付すること。

(3) 修繕工事施工時の注意事項

- ア 修繕工事については、発注者の指示する施工方法に基づき行うものとする。
- イ 修繕工事のため道路の交通規制を要する場合には、発注者の承諾を得て実施するものとする。
- ウ 給水装置の所有者又は使用者に事前に修繕工事を行うことを告げ、完了後その 旨を連絡するものとする。
- エ 修繕工事が予想と異なった場合及び困難である場合は、発注者に連絡し、その 指示を受けること。

(4) 止水栓の取替

- ア メーター止水栓の修繕の場合、周南市上下水道局給水装置修理実施要綱に基づき、修繕もしくは取替えるものとする。
- イ 甲型止水栓については、発注者の指示に従い取替を行うものとする。

4 修繕待機委託料の支払い

修繕待機委託料の支払方法は月払いとする。

5 修繕費用の精算と支払い

- (1) 修繕費用は山口県公共工事設計資材・労務単価表等を基に発注者の作成した給水装置 修理単価表及び国土交通省公表の必要経費等により別途精算する。
- (2) 修繕費用の支払方法は月払いとする。

6 関連法令等の遵守、安全教育の徹底

- (1) 委託業務の実施にあたっては、水道法、周南市水道事業給水条例のほか建設業法、労働安全衛生法、労働関係法令、その他関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 修繕担当者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金 共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加 入すること。

(3) 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

7 損害賠償

業務遂行中に受注者の故意又は過失により、損害賠償等を発注者が第三者から請求された場合においては、発注者は、受注者に対し、その損害賠償を請求することができるものとする。

8 瑕疵期間

満2年以内に施工上の欠陥に起因する事故発生の場合又は道路の陥没等が発生し安全上 危険があると認められた場合は、受注者の負担で直ちに修理し、若しくは取替えを実施 するものとする。

9 機密保持

受注者は、業務で知り得たことを第三者に漏らしてはならない。

10 その他

- (1) 台風、寒波等の災害による被害が予測される場合、事前に発注者と協議し、要請があれば別に修繕担当者を待機させるものとする。この場合、待機に要した費用については、別途精算する。
- (2) 受注者は善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。
- (3) 仕様書に定めのない事項で必要がある場合及びこの仕様書について疑義を生じた場合には、発注者及び受注者協議の上解決するものとする。
- (4) 周南市上下水道局の指定業者として、市民からの漏水等の相談には真摯に対応すること。